

令和4年度

長野県内部統制評価報告書審査意見書

長野県監査委員

5 監査第45号

令和5年(2023年)11月21日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県監査委員 増田 隆志

同 西沢 利雄

同 青木 孝子

同 山岸 喜昭

令和4年度長野県内部統制評価報告書審査意見書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定により審査に付された令和4年度長野県内部統制評価報告書について、長野県監査委員監査基準(令和2年3月19日長野県監査委員決定)に準拠して審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

# 長野県内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の対象

令和4年度長野県内部統制評価報告書

## 2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度長野県内部統制評価報告書の審査は、長野県知事が作成した内部統制評価報告書について、長野県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行いました。

## 3 審査の実施内容

令和4年度長野県内部統制評価報告書について、長野県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「長野県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行いました。また、その他の監査等において得られた知見を利用しました。

## 4 審査の結果

令和4年度長野県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当と認められました。

## 5 備考

内部統制制度は運用から3年が経過し、リスク評価や行動計画による取組が着実に進んでいます。一方で、定期監査における指導事項等には、なお制度開始前と同様の事案が見受けられますので、効果的かつ効率的な対応策を共有するなど、一層実効性が高まる制度の運用に努めてください。